

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて

埼玉県環境部

令和4年11月10日

1 カーボンニュートラルをめぐる国の動向について

カーボンニュートラル宣言 (2020年10月首相演説)

- **2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロを目指す**ことを宣言。
- 温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、大きな成長につなげるという発想の転換が必要。

グリーン成長戦略策定 (2020年12月)

- 2050年カーボンニュートラルへの挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策。
- 14の重要分野ごとに高い目標を掲げた上で、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定。

2030年度削減目標表明 (2021年4月国際表明)

- 米国主催の気候サミットにおいて2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で**46%削減目標**とすることを掲げ、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明。

地球温暖化対策推進法改正 (2021年3月提出・5/26成立)

- 基本理念を追加し、**2050年までの脱炭素社会の実現を旨とすることを明記。**
- 都道府県等の実行計画に再エネの利用促進など**施策の実施に関する目標を追加。**

地域脱炭素ロードマップ°策定 (2021年6月策定)

- 2050年脱炭素と経済活性化、防災等の地域課題の同時解決を目指す。
- 今後5年間に対策を集中実施し、**100か所以上の「脱炭素先行地域」を創出。**

エネルギー基本計画見直し (2021年10月閣議決定)

- エネルギー政策の基本的な方向性となる電源構成を示す。原則3年ごとに見直し。
- 再生可能エネルギーの比率を前計画の「22%～24%」から「36%～38%」に引き上げ。

地球温暖化対策計画見直し (2021年10月閣議決定)

- 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。前計画を5年ぶりに改訂。
- **2030年度目標（2013年度比46%削減）の裏付けとなる対策・施策を記載。**



2050年カーボンニュートラル実現に向け2030年度の削減目標達成がカギ。

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正について

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

埼玉県地球温暖化対策実行計画

事務事業編
(県庁の事務事業を対象)

区域施策編
(県民や企業等全県を対象)

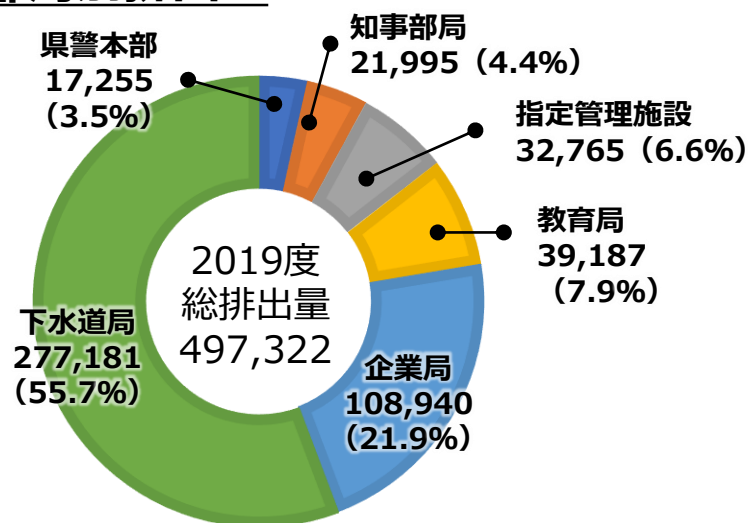
【現行】第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）R4.3改正

- 計画期間：2021（R3）～2030（R12）年度
- 温室効果ガス排出削減目標：**2030年度に2013年度比46%以上削減**
（電力排出係数の改善を見込む）
- 取組の例：DXによるカーボンニュートラル推進、施設単位での温室効果ガス排出量見える化等

更なる
取組が
不可欠

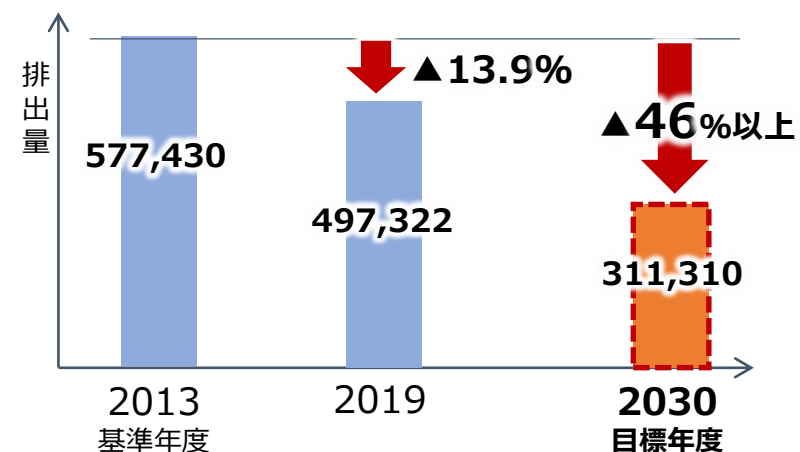
■ 部局別排出量

(トン-CO2)



■ 排出量の推移

(トン-CO2)



高い削減目標に向かって全庁一丸となって取り組み、県民に範を示す

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

埼玉県地球温暖化対策実行計画

事務事業編

（県庁の事務事業を対象）

区域施策編

（県民や企業等全県を対象）

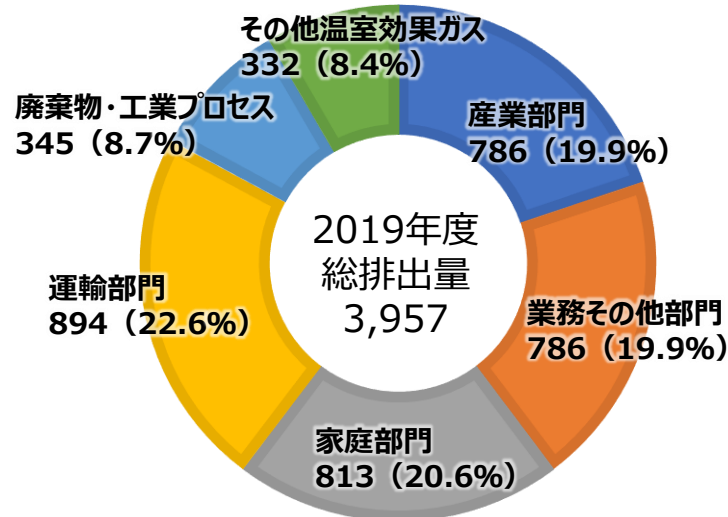
【現行】 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） R2.3策定

- 計画期間：2020（R2）～2030（R12）年度
- 将来像：脱炭素社会の実現、持続可能な社会の実現
- 温室効果ガス排出削減目標：2030年度に2013年度比**26%削減**
- 対策：緩和策（温室効果ガス排出削減対策）と
適応策（地球温暖化の影響による被害の回避・軽減対策）の両輪

国の削減目標
46%と
大きく乖離

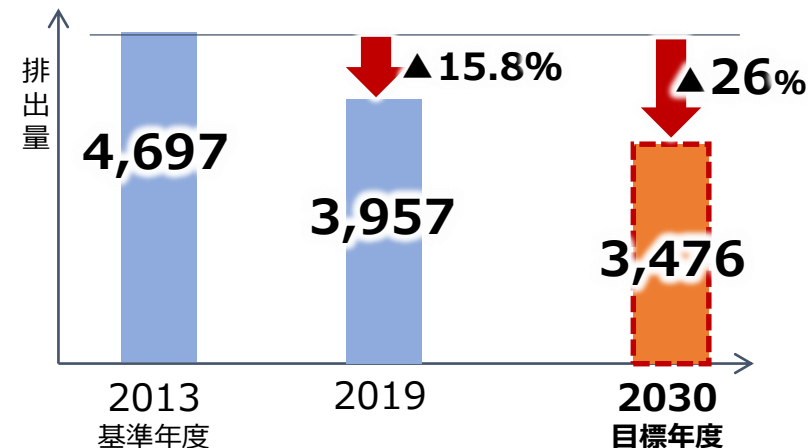
■ 部門別排出量

（万トン-CO2）





■ 排出量の推移

（万トン-CO2）



➡ 計画の見直しにより県民、企業、市町村など、地域総ぐるみによる大幅な削減取組が必要。

外部有識者による専門委員会及び部局横断型プロジェクトチームによる施策の検討

	地球温暖化対策の検討に係る専門委員会	庁内検討
R3 9月		部局横断型「カーボンニュートラル実現 P T」の開催
11月	令和3年第1回専門委員会 (2021年11月30日)	 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <div style="text-align: center;"> (事務事業編) 県庁カーボンマネジメント P T 県有施設 P T 大規模事業所 P T </div> <div style="text-align: center;"> (区域施策編) 産業・業務部門 P T 家庭部門 P T 運輸部門 P T 吸収源対策 P T </div> </div>
3月	令和3年第2回専門委員会 (2022年3月18日)	
R4 6月	令和4年第1回専門委員会 (2022年6月15日)	温暖化対策に係る庁内推進会議
8月	令和4年第2回専門委員会 (2022年8月18日)	関係部局との個別調整等
11月	令和4年第3回専門委員会 (2022年11月1日)	

専門委員からの主な意見

- 県の削減目標は分野別の削減状況の国と県の傾向を検証し、国の2030年目標と同水準で設定できるか見極めるべき。(R3.11)
- 太陽光発電を含め、再エネ導入は、環境に配慮あるいは地域環境と調和しながら拡大していくべき。(R4.6)
- 区域施策編を策定している県内市町村数等を施策別実施目標とし、県がサポートをしつつ、市民・県民にPRすべき。(R4.8)
- 施策別実施目標については県民に分かりやすく伝えることが重要。どのような取組が目標達成につながるのかリーフレット等での例示があるとよい。(R4.11)

地球温暖化対策実行計画 改正案の概要

(1) 第1章 総論

(計画の改正趣旨)

地球温暖化の影響の深刻化や国内外の情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策を更に進めていくために、新たな目標を定めるとともに目標達成に向けた施策をとりまとめ、本県の「地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正する。

(計画の位置付け)

- ①地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ②気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」
- ③環境基本計画における個別計画

(計画期間)

2020年度～2030年度

中間年度（2026年度）を目途に計画を見直し

(2) 第2章 地球温暖化の状況と取組

直近の気温等の状況や取組について、世界、日本、本県の視点から再整理。「科学的知見に基づいた国際社会からの要請」「世界的なエネルギー価格の高騰への対応」及び国内のGXの動向等を追記。

(3) 第3章 目指すべき将来像

地球温暖化対策への国際的な取組や日本の取組を踏まえて、将来にわたって持続的な社会を作っていくために本県の目指すべき将来像を掲げ、ワンチーム埼玉で取り組む。（達成時期：2050年）

カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉

(4) 第4章 温室効果ガス削減目標

(本県の温室効果ガス削減目標)

2030年度の社会的、経済的将来予測を考慮し、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、本県が行うべき対策の削減効果を算定

2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を
2013年度比 **46%削減**（電力排出係数変動）

（電力排出係数を令和元年度（2019年度）で
固定（0.457kg-CO₂/kWh）とした場合、2026年度に
2013年度比で25%削減）

(推進の方向性)

- ①全ての主体が協働した対策の推進
- ②脱炭素社会実現に向けた取組の推進
- ③持続可能なまちづくりや循環経済への移行
- ④気候変動への適応策の推進

（5）第5章 地球温暖化対策（緩和策）

部門ごとの温室効果ガス排出量削減に関する取組を推進。新たに「エネルギー」区分を設置。

（部門ごとの主な取組）※（新規）（拡充）と記載の取組は、今後の予算措置等の状況により変更の可能性があります。

①産業・業務

- ・サーキュラーエコノミーの取組支援（新規）
- ・中小企業における省エネルギー対策の促進（拡充）
- ・ESG金融の活用（新規）
- ・目標設定型排出量取引制度の推進

②家庭

- ・省エネ性能の高い住宅の普及促進
- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換（拡充）
- ・エコリフォームの普及促進

③運輸

- ・EV・PHVの普及推進（拡充）
- ・カーシェアリング・レンタカー事業におけるEVの導入促進（新規）
- ・公用車への次世代自動車の率先導入（拡充）

④廃棄物部門、その他温室効果ガス

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）のリユース・リサイクルの推進（拡充）
- ・プラスチック資源の循環的利用の推進
- ・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進（新規）

⑤吸収源

- ・適正な森林の整備・保全の推進
- ・身近な緑の保全

⑥部門横断

- ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり（新規）
- ・脱炭素先行地域の創出支援（新規）

⑦エネルギー

- ・非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進（新規）
- ・分散型エネルギーの効率的な利用の推進（拡充）

(施策別実施目標①)

本県の地域特性を踏まえるとともに、県、市町村、県民、事業者等で共有できる**施策別実施目標を新たに設定**

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	→ 目標値
再エネの 利用促進	電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合	7.3% (令和2年度)	→ 14.3% (令和12年度)
事業者・住民の 削減活動促進	新車販売台数における電動車の割合	39.9% (令和元年)	→ 56.0% (令和8年)
	環境SDGs 関連セミナーの参加企業数（累計）	80社 (令和2年度)	→ 780社 (令和8年度)
	県産木材の供給量	96,000m ³ (令和2年度)	→ 120,000m ³ (令和8年度)
	家庭における1人あたりの年間エネルギー使用量	2,429kWh (令和元年度)	→ 2,334kWh (令和8年度)

指標は中間年度2026年（令和8年）に見直し予定

5 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正大綱案

（施策別実施目標②）

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	→ 目標値
地域環境の整備	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村数	27市町村 (令和3年度)	→ 55市町村 (令和8年度)
	森林の整備面積	12,500ha (令和4～8年度の累計)	
	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0市町村 (令和2年度末)	→ 46市町村 (令和8年度末)
	地域公共交通計画の策定市町村数	19市町村 (令和2年度末)	→ 42市町村 (令和8年度末)
	緑の保全面積	557ha (令和2年度)	→ 569ha (令和8年度)
	身近な緑の創出面積	250ha (令和4～8年度の累計)	
循環型社会の形成	一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (令和元年度)	→ 27g/人・日 (令和8年度)
	産業廃棄物の最終処分量	19.3万t (令和元年度)	→ 14.8万t (令和8年度)
	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (令和元年度)	→ 428g/人・日 (令和8年度)
	食品ロス量	26.6万t (平成30年度)	→ 23.3万t (令和8年度)

指標は中間年度2026年（令和8年）に見直し予定

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

（6）第6章 地球温暖化対策（適応策）

（適応策の方向性）

- ・気候変動の影響発生程度や影響の大きさを評価し、適応策を進める。
- ・実行計画改正に合わせて、「地球温暖化対策(適応策)の方向性」の見直しを行う。

（主な取組）

①農業（水稻）

- ・暑さに強い品種の育成 など

③暑熱（熱中症）

- ・熱中症情報の迅速な提供（アプリを活用した情報提供等） など

②河川（洪水、内水）

- ・公共下水道（雨水）整備の促進 など

④県民生活・都市生活（暑熱による生活への影響）

- ・住宅におけるヒートアイランド対策の促進 など

（7）第7章 計画の推進・進行管理

①PDCAサイクルに基づく進行管理

毎年、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況の現状を把握し公表。また、施策別実施目標に掲げる指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用。

②チェック組織の不断の見直し

庁内推進委員会等を改組し計画の推進、進行管理の実効性を向上させる。また、国内外の社会経済情勢や技術革新など諸般の状況勘案し、必要に応じて、新規施策の追加や現行施策の見直し、拡充を行う。

（別紙）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準

・基準の対象 再生可能エネルギー発電設備（太陽光）

（1）促進区域に含めることが適切でない認められる区域

下表に掲げる区域については促進区域に含めないこと。

水源地域保全条例で定める水源地域（埼玉県水源地域保全条例）	国立公園区域（自然公園法）、県立自然公園（埼玉県立自然公園条例）
砂防指定地（砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例）	風致地区（都市計画法）
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	ふるさとの緑の景観地（ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例）
急傾斜地崩壊危険地区（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	市町村景観計画における重点地区（景観法）
土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	特別緑地保全地区（都市緑地法）
保安林（森林法）	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）
ラムサール条約湿地（ラムサール条約）	河川区域、河川保全区域、河川予定地（河川法）
県指定鳥獣保護区、国指定鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（文化財保護法）
希少野生動植物保護区（埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例）	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡（埼玉県文化財保護条例）
生息地等保護区（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	土砂搬入禁止区域（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例）
県自然環境保全地域、野生動植物保護地区（埼玉県自然環境保全条例）	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

（別紙）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準

（2）促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域

促進区域に下表に掲げる区域が含まれる場合にあっては、区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、おそれがないと認められること、又は支障を回避するために必要な措置を定めること。

農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地（農地法）	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
---------------------------	------------------------

（3）促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項

下表に掲げる事項について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付けること。

（考慮を要する事項）騒音による影響、水の濁りによる影響など11項目

（収集すべき情報等の例）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
騒音による影響 （低周波音、振動による影響を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等の位置 用途地域 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（EADAS（環境省）） 既存の地図 都市計画図（各市町村） その他の県又は市町村の資料 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。